

横浜市公告第157号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年3月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークフーズ港北店

都筑区北山田五丁目17番5号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヨーク

代表取締役 大竹 正 人

東京都江東区青梅2丁目5番10号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	ヨークマート港北店 都筑区北山田五丁目17番5号	ヨークフーズ港北店 都筑区北山田五丁目17番5号
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ヨークマート 代表取締役 川上 達 郎 東京都千代田区二番町8番地の8	株式会社ヨーク 代表取締役 大竹 正 人 東京都江東区青梅2丁目5番10号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ヨークマート 代表取締役 川上 達 郎 東京都千代田区二番町8番地の8	株式会社ヨーク 代表取締役 大竹 正 人 東京都江東区青梅2丁目5番10号

(4) 変更の年月日

平成26年3月1日ほか

(5) 変更した理由

大規模小売店舗の名称変更のためほか

2 届出年月日

令和3年3月5日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課